

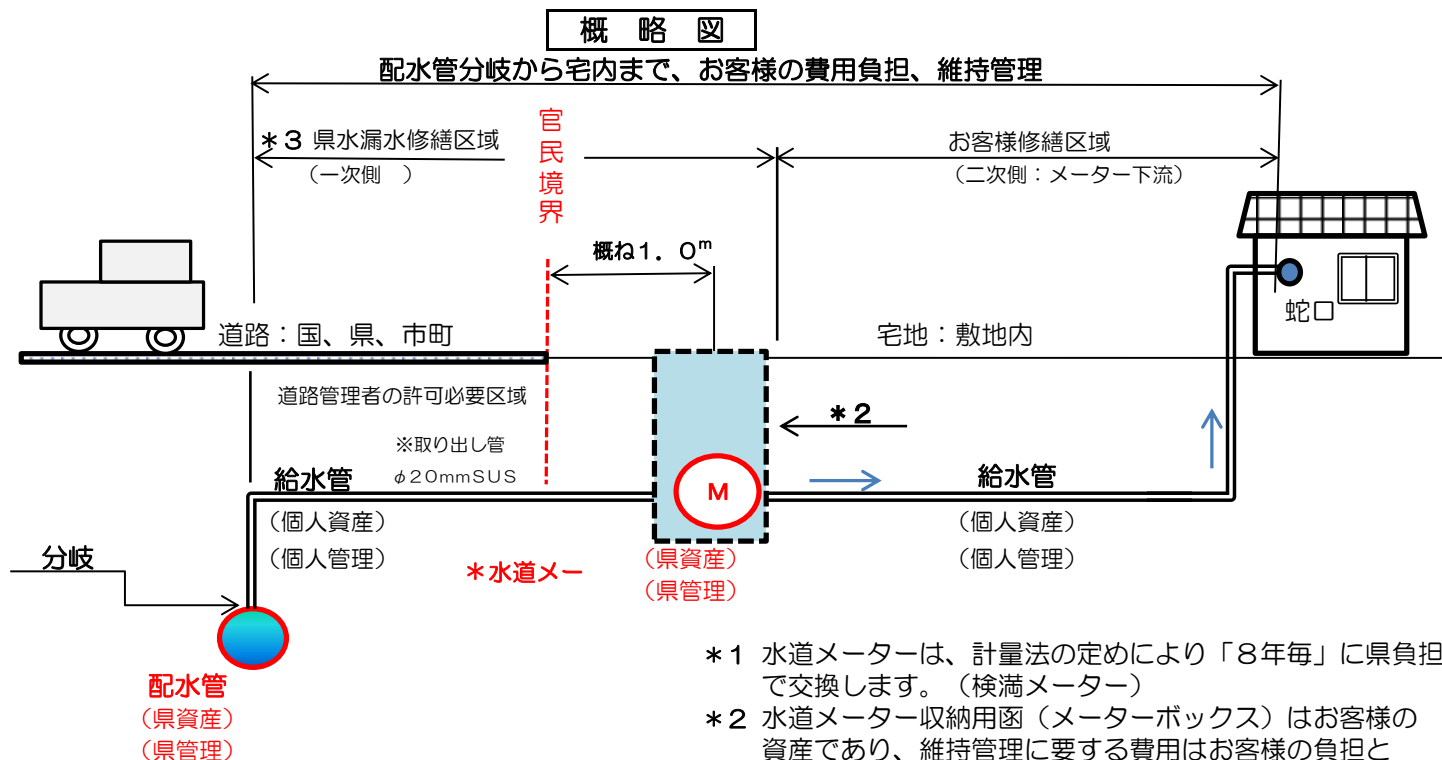
◀ 県営水道新設申込時の費用負担について ▶

上田水道管理事務所
(管理課)

平成26年6月10日

1 申込か所の隣接道路（国、県、市町道）まで配水管が引かれている場合

給水装置（給水管及び付属施設）は水道メーターを除き、お客様の財産であり、配水管からの分岐か所から宅内まではお客様の費用負担及び維持管理をしていただきます。



- *1 水道メーターは、計量法の定めにより「8年毎」に県負担で交換します。(検満メーター)
- *2 水道メーター収納用函(メーターボックス)はお客様の資産であり、維持管理に要する費用はお客様の負担となります。
- *3 水道メーターより配水管側の給水管の漏水修理は県の費用で行う場合があります。(現場確認状況より)

給水装置新設は、県営水道指定給水装置工事事業者（以下、指定店といいます。）に直接申し込んでください。県営水道への手続きは水道工事店が代行します。申請書類等は指定工事店に用意してあります。なお、給水工事の新設工事は、お客様と指定店工事店との契約で施工します。

この工事に必要な費用は 次のとおりです。

① 給水装置新設工事費

- ・ 実費：指定工事店との契約により水道工事店に支払っていただきます。

② 加入金

- ・ 納付書により、県に納付していただきます。
- ・ 水道メーター口径により金額が異なります。
- ・ 水道メーター口径は、各家庭の使用予想水量により決定します。(給水装置申込書提出時による)

③ 水道メーター口径別加入金額 (消費税 8%含む)

(単位：円)

水道メーター口径	φ13mm	φ20mm	φ25mm	φ30mm
加入金	32,400	64,800	129,600	259,200
水道メーター口径	φ40mm	φ50mm	φ75mm	φ100mm
加入金	453,600	680,400	1,555,200	別に定める。

* 一般家庭では、φ13mm又はφ20mmとなります。 *

概ね 「4栓まで13mm」 ・ 「5栓以上20mm」 計算

④ 給水装置検査手数料

- ・ 7,350円/件 : 県から県営水道指定工事店へ請求します。

⑤ その他負担金

- ・ 配水管によっては、給水管を分岐する場合に、その配水管を布設した工事費の一部を負担していただく場合があります。指定工事店又は管理事務所を確認してください。なお、**負担金(先行投資負担金ともいいます。)**は納付書により県に納入していただきます。

⑥ 県営水道指定店工事一覧表は「長野県企業局ホームページ」を参考としてください。

又必要な場合は管理事務所へお申込みください。

⑦ 指定給水装置工事事業者制度とは、「水道法」により給水装置の構造及び材質が政令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域内において給水装置工事を適正に施工することができる認められる者を「指定」する制度をいいます。

県営水道給水区域の給水装置工事は、県営水道から「指定」を受けた者が施工することとなります。